

平成 27 年 2 月 27 日改正

高山市下二之町大新町伝統的建造物群

保存地区保存計画

高山市教育委員会

高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区保存計画

平成 16 年 2 月 18 日 高山市教育委員会告示第 6 号

改正 平成 27 年 2 月 27 日 高山市教育委員会告示第 4 号

高山市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第 3 条の規定に基づき高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

1 保存地区の名称・面積・区域

- (1) 保存地区の名称 高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区
- (2) 保存地区の面積 約 6.6 ヘクタール
- (3) 保存地区の区域 高山市下二之町、下三之町、下一之町、八幡町、大新町 1 丁目、大新町 2 丁目、大新町 3 丁目、大新町 4 丁目の各一部

2 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 歴史と現況

ア 地区の沿革

城下町高山は天正 14 年（1586）の金森長近による高山城築造に始まる。城下町は城郭の北方、宮川と江名子川に囲まれた東西約 500 メートル、南北約 600 メートルの範囲に建設され、東方の高台を武家地、西方の低地を町人地とし、江名子川の対岸には寺院が飛騨全域より集められ、東山寺院群が形成された。町人地は、現在の上一、二、三之町、下一、二、三之町に町割りがなされ、その後町人地は江名子川の北へ延びて一之新町、二之新町が形成された。元禄 5 年（1692）金森氏の出羽国上山への転封により幕府直轄領となると、それまでの武家に代わり町人が力を持つ町として生まれかわった。

町人地の行政区画は町割り後に上三町、下三町それぞれの町を併せた上で、一之町、二之町、三之町として区分された。しかし、町人の実質的な領域区分はこうした行政区画とは別に、城下町の南半分を占める上町と北半分の下町の二つに歴史的に大きく分けられてきている。その精神的支柱が、春と秋におこなわれる山王祭と八幡祭である。上町は春の山王祭が行われる日枝神社の氏子区域で、現在も 12 基の祭屋台を中心としたまとまりと、屋台組を中心とした自治組織が機能している。下二之町、大新町地区が属する下町は、高山城建設以前から存在していた桜山八幡宮の氏子区域として、11 基の祭屋台を中心とし、上町とは異なる地域特性を持っている。その領域の連帯感は、八幡祭とその屋台を守る屋台組の存在から生まれている。

下二之町大新町地区では、明治 8 年（1875）の大火で土蔵を除く大部分の建造物が焼失し、その後ほとんどなくして、一斉に再建がなされた。現在、地区内にはこの際に再建された建造物と、その後

の建て替えによる建造物とが混在している。

昭和 17 年（1942）、上町と下町は分離され、下一之町、下二之町、下三之町が誕生した。ほぼ同時に上町と下町の境界に位置する安川通も拡幅され、実質的な領域区分、行政区画、町の物理的形態が合致することとなり、現在に至っている。

当地区は近年まで商人町として栄えてきた面影をよく残し、年代の異なる建物がそれぞれ調和を保ちながら建ち並ぶ様子は、積み重なった地域の歴史を現している。

イ 地区の現況

保存地区は、旧高山城下町を東西に貫く安川通り（国道 158 号線）を挟んで、高山市三町伝統的建造物群保存地区（三町地区）の北側に位置する。地区の中央には城下町の内郭と外郭を分けていた江名子川が流れ、風情ある佇まいを見せている。地区を縦断する二之町通及び大新町の本通りである越中街道からは南は高山城が置かれた城山、北は御坊山、北山公園が望まれる。

三町地区に比べ店舗として利用されている建物はさほど多くなく、住民生活に密着した生活感のある町並みが残る。

(2) 保存地区及び伝統的建造物群の特徴

ア 地区の特徴

当該地区は、一之町通、二之町通、越中街道を挟んで両側に宅地が並び、町並が形成されている。各通りに挟まれた区域の中央に、通りと平行に背割線を通すことで、各敷地の奥行きは通りの片側において十一間から十六間までの間でほぼ一定の規模を持ち、その一方で間口は二間半から十六間までと敷地ごとに差異を持つ。通りの両側には享保 8 年（1723）に三町用水として創設された用水が通される。

これらの地割は近世初頭建設の城下町における町人地の地割まで遡り、現在に至るまでよく継承されている。なかでも、地区中央付近を横断する江名子川、そして大新町一丁目に所在する一之町通、二之町通が矩折れになって越中街道へと接続する道路形状は、城下町の形成過程を今に伝えるもので、三町伝統的建造物群保存地区には無く、高山全体でも数箇所のみ見られるものである。

イ 伝統的建造物群の特徴

この保存地区には、三町伝統的建造物群保存地区と並んで伝統的建造物が密度濃く建ち並び、優れた景観を見せている。地区内には国指定重要文化財の日下部家住宅、吉島家住宅が建つ。保存地区内には、明治から戦後にかけての各時期に特有な形式で建てられた町家が混在して建ち、それらが町並みに変化を与えている。

正面道路に接して間口一杯に建てられた町家の主屋は、色彩、正面壁面の位置、軒高ないし小庇の高さを揃えることにより、連続性を生み出している。間口の広い敷地においては、正面の一部を庭として板塀を設け、壁面線の連続性を確保している。敷地最奥部には土蔵が、背後の敷地の土蔵と並び、連続して二列に建っている。

地区内の道路に接した空地や、江名子川の河畔には秋葉社、灯籠などが点在し、町家の連続する

景観とは異なった情趣ある景観を醸し出している。

保存地区内の建造物は、地区に特有な形式を持つ町家で、その特性により次の2種及びその他の類型に分類される。(参考 表1)

- ・ **I 江戸・明治・大正期に建てられた平屋ないし中二階建ての町家主屋。**
- ・ **II 大正期以降に立てられた、本二階建ての町家主屋。**
- ・ **その他 土蔵及び工作物。**

ウ 伝統的建造物の特徴

I種町家は敷地間口いっぱい建ち、木造真壁造り、中二階建て、切り妻、平入りで、ゆるい勾配の屋根が深い軒を出す大屋根形式のものがほとんどである。前面にはめ込まれた紅殻塗りの出格子や連子は繊細かつ洗練されたもので、木口を胡粉塗りとした腕木と相まって印象的な外観を呈している。

II種町家は、近代以降の時代を経た中で、I種町家の様式を意識しつつ時代を現した手法で建てられたもので、多くは木の国飛騨にふさわしく、木造真壁造り、二階建て、切り妻、平入りとなっている。やはり前面には木製建具を入れることが多い。

土蔵は敷地奥に建てられることが多く、隣接する土蔵と併せ地区の防火帯としての役割を担っている。多くは置屋根形式で白漆喰塗りの大壁造りとしている。

町家の一般的な配置は、通り側に切妻造平入りの主屋を置き、中庭をはさんで敷地背後には切妻造平入りの土蔵を置く。主屋の背後には土蔵へ続く通り土間が設けられる。伝統的な町家には南側に通り土間が設けられるのが普通である。

工作物には秋葉社、灯籠等がある。秋葉社は、火災の頻発した高山町において、火伏せの神として町民の信仰を集めたもので、現在も屋台組を中心に護持されている。それぞれ地域毎に信仰や歴史的な文脈に沿って配されており、地区の歴史的な景観形成に寄与している。

(3) 保存に関する基本計画

前項(2)「保存地区及び伝統的建造物群の特徴」の内容に配慮し、地割の保存、あるいは建造物の正面壁面位置、軒高ないし小庇の高さ、軒の出、空地の復旧等の伝統的建造物群の特性、及び地区の特性を表す町家の連続性を確保する要素の保存、整備等を図る。市民の理解と協力を得て、この保存地区の伝統的建造物群とその歴史的環境を後世に伝えるとともに、良好な市街地環境の整備を図る。

ア 地割の保存

保存地区の特性の保存及び形成のため、保存地区の地割り及び各敷地の利用形態を保存し、建築物については、主屋は主として保存地区内の道路等から通常望見できる範囲の外観を、土蔵については防火性能を保ち得るよう全体を保存する。

イ 伝統的建造物の保存

① 建造物

伝統的建造物の内、「建築物」については、主としてその外観を維持するため、現状維持もしくは復原を原則とし、「別表1」に定める基準により修理する。特に内部の公開が必要と認められるものなど、活用が望まれるものについては公共団体が買い上げ、公共施設として公開するなど地区保存に役立てるよう努力する。

② 工作物

伝統的建造物の内、「工作物」については必要に応じて保存地区の景観形成に寄与するため、「別表2」に定める基準により修理する。

ウ 伝統的建造物群と一体をなして価値を形成している環境の整備

① 環境物件

「環境物件」については必要に応じて保存地区の景観形成に寄与するため、「別表3」に定める基準により、復旧・修景を行うものとする。

② 伝統的建造物以外の建造物

伝統的建造物以外の建造物、工作物については、当地区の伝統的建造物の特性と調和するよう、「別表4」に定める基準のうち、適当な様式を選択し、修景することとする。

③ その他の物件（自然物、土地）

その他の自然物、土地については、当地区の伝統的建造物群の特性と調和するよう、修景することとする。

エ 防災対策

当該地区の建築物はほとんどが木造で、しかも密集しているため、防災施設の整備を地区保存の重点事項として取り上げ災害防止に備える。

オ 事業実施

これらの事業を実施するにあたり、地区防災施設や市有財産の修理、修景事業は市が行い、一般の修理、修景事業等で所有者の行うものについては、助成措置を定め、市の補助事業としておこなうことができるものとする。

3 保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保持するため特に必要があると認められる物件の決定

(1) 伝統的建造物の基準

保存地区において、江戸時代からおおむね昭和30年に至る期間に建てられた建造物のうち、下二之町大新町地区の伝統様式、構造手法、材料等で造られ、前項2「保存地区の保存に関する基本計画」に基づく伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものとする。

ア 建造物

主屋、土蔵等「別表5」に記載する物件を「建築物」として特定する

イ 工作物

秋葉社、灯籠等「別表6」に記載する物件を「工作物」として特定する。

(2) 伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、樹木、庭園等特に必要があると認められる「別表7」に記載する物件を「環境物件」として定める。

4 保存地区の保存のために必要な管理施設及び整備並びに防災計画

保存地区住民、保存区内町並保存会、高山市、消防署等関係機関は相互協力して次のことを行う。

(1) 管理施設

ア 管理施設

- ① 保存地区内の管理のために、標識、説明版、案内板等を地域内の必要個所に設置する。
- ② 管理施設を設け、あわせて見学者の便をはかることができるよう努力するものとする。

(2) 地区内環境の整備

ア 電柱等の整備

- ① 電柱、線路又は空中線系等に係る設備、電気通信設備を収容するための施設等については、移設や埋設等配線の整理に努め、歴史的景観の阻害とならないように配慮する。

イ 水路の設備

- ① 水路については、当地区の地割の特徴を維持しつつ、その改良を図り、雨水・融雪の処理を行うものとする。

(3) 防災計画

ア 防災意識の向上

- ①地震、火災、風水害等防災に対する基本的意識の向上を図る。
- ②火災予防の啓発を行う。
- ③防火、防災対策を施した器具、製品を使用する。

イ 自衛消防隊

- ①自衛消防隊の装備を充実し、育成を図る。
- ②自衛消防隊内に防災精通者を育成する。
- ③保存会は初期消火の訓練を計画的に行い、初動体制に万全を期す。

ウ 早期発見、通報

- ①警報ベル、自動火災警報装置を整備する。
- ②火災等の早期発見、通報訓練を常時計画的に行う。

エ 初期消火設備

- ①消火栓、消火器、可搬ポンプ等を密度高く配置し、初期消火の設備を充実する。

オ 防火水利の確保

- ①耐震の貯水槽を設置する。

②三町用水の水量を確保し、家の前の防火用水としての活用を図る。

③宮川河川その他防火水利を確保する。

カ 避難

①家屋内から前後2方向へ出られるよう避難路を確保する。

②土蔵間の通路を避難路として活用する。

キ 地区防災

①江戸時代以来、防火帯として住民の安全を確保してきた土蔵を保存活用する。

②土蔵は江戸～明治時代に建てられたものが多いため、白蟻駆除、軸組修理、塗壁修理を計画的に行う。

③土蔵が既に取り壊されて防火帯としてつながらない部分は防火壁、防火隔壁等を設ける。

④空地、道路、中庭等を防火帯として活用する。

ク 地震対策、防火構造

①保存地区内における建築物、工作物等の修理・修景工事の際に、地震対策のための構造補強につとめる。

②その他防災対策上必要な処置を戸別又は共同で行う。

③火気使用場所は特に防火対策につとめる。

ケ 町並保存会育成

①保存地区内町並保存会の自主的防災活動を促進するため、保存会の育成を図る。

5 保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる助成措置等

(1) 経費の補助

保存条例第 11 条並びに同施工規則第 9 条の規定に基づき、補助する経費を次に掲げるものとする。なお、補助金の率及び限度額は「別表 8」によるものとする。

ア 伝統的建造物の修理

①建造物

伝統的建造物の内、「建造物」については、伝統的建造物としての特性を維持するため、「別表 1」の修理基準及び前記各項に従って修理する事業に要する経費。

なお、伝統的建造物の保存上、構造耐力上主要な部分の修理を要すると認められる場合はこれを含むことができる。

この場合の構造耐力上主要な部分とは、基礎、壁（内面の仕上げを除く。）、柱、小屋組（仕上げを含む）、屋根、土台、斜材、床組（根太を含む。）、横架材とする。

②工作物

伝統的建造物の内、「工作物」については、伝統的建造物としての特性を維持するため、「別表

2」の修理基準及び前記各項に従って修理する事業に要する経費。

なお、伝統的建造物の保存上、構造耐力上必要な部分の修理を要すると認められる場合はこれを含むことができる。

この場合の構造耐力上主要な部分とは、基礎、壁（内面の仕上げを除く。）、柱、小屋組（仕上げを含む）、屋根、土台、斜材、床組（根太を含む。）、横架材とする。

イ 伝統的建造物群と一体をなして価値を形成して環境の整備

①環境物件

別表3及び前記各項に従って行う環境物件の復旧又はこれに類する物件の復旧、修景事業のうち、保存地区の歴史的風致を維持するために必要があると認められる事業に要する経費。

②伝統的建造物以外の建造物

別表4の修景基準及び前期各項に従って行う伝統的建造物以外の建造物の修景事業のうち、町並の特性を維持するための正面外観及び通常望見される側面、背面、屋根に要する経費。

ウ 自動火災警報装置

所有者又は管理者が保存地区の保存のために設置する自動火災警報装置（法の規定により設置する設備を除く。）に要する経費。

エ 防災対策事業

所有者又は管理者が伝統的建造物の保存のために設置する防災設備、地震及び防火対策構造強化事業に要する経費。

オ 保存管理経費

保存地区内の住民で組織された保存会に対して、その地区内の保存管理に要する経費。

(2) 物資の提供

保存地区の保存に関し必要があると認められる場合には、物資を提供し、又は斡旋することができる。

(3) 技術的援助

保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理、修景等に係る設計相談その他の必要な技術的援助を行う。

(4) その他

特に市長及び教育委員会が必要と認める場合は別に定める。

別表1 **伝統的建造物（建築物）の 修理基準**

各建築物固有の歴史的特性に従い、現状維持修理あるいは復原修理とする。なお、地区の代表的な伝統的建造物の様式を参考として以下に示す。

※参考表1 「地区の代表的な伝統的建造物の様式」

種別	I種町家主屋（江戸・明治・大正期）	II種町家主屋（大正～昭和30年前後）	土蔵	
形態	位置	正面道路に接し、正面壁面を側溝より1メートル程度の位置とする。	正面道路に接し、正面壁面を側溝より1メートル程度の位置とする。	敷地前面あるいは敷地最奥に位置する。
	構造	木造平屋ないし中二階建、切妻造、平入りとする。	木造二階建、切妻造、平入りとする。	土蔵造、平屋ないし二階建てとする。
	規模	敷地間口いっぱいに建物間口をとる。	敷地間口いっぱいに建物間口をとる。	—
	屋根	軒高は道路面から4.5メートル以下とする。 勾配は10分の3以内とする。 鉄板葺きで、軒先に板どめを設ける。 軒裏は垂木を見せる。 軒の出は1メートル以上とする。	軒高は道路面から5.5メートル程度とする。 勾配は10分の3以内とする。 鉄板葺きで、軒先に板どめを設ける。 軒裏は垂木を見せる。 軒の出は小庇の出より大きくする。	鉄板葺きまたは瓦葺きとする。 鉄板葺きの場合、勾配は10分の3以内とする。 瓦葺きの場合、勾配は10分の4～4.5程度とする。 置屋根形式あるいは軒裏塗籠め形式とする。
	小庇	一、二階境に間口いっぱいの小庇を設ける。 先端を白く塗った腕木により出桁を支える。 出桁下に箱庇を設ける場合がある。 垂木を用いない板軒形式ないし、垂木を用いたこけら葺き・鉄板葺きとする。	一、二階境に間口いっぱいの小庇を設ける。 先端を白く塗った腕木により出桁を支える。 出桁下に箱庇を設ける場合がある。 垂木を用いたこけら葺き・鉄板葺きとする。	下屋あるいは庇を設けることがある。
	外壁	一、二階の正面壁面を揃える。 道路に面する正面は真壁の土壁、側面は真壁の土壁ないし下見板張りとする。	一、二階の正面壁面を揃える。 道路に面する正面は真壁の土壁、側面は真壁の土壁ないし下見板張りとする。	漆喰塗大壁とする。 側面は土壁ないし下見板張りとする。
	開口部	道路に面する一階は、入口を大戸、その他の開口部をシトミ、格子、出格子とする。 道路に面する二階の開口部は、連子ないし障子とする。	道路に面する一階は、入口を引戸、その他の開口部を格子、木製枠のガラス窓とする。 道路に面する二階の開口部は、格子ないし木製枠のガラス窓とする。	開口部には、漆喰塗り扉、窓を設ける。
	立面の比例	二階の立ちを軒桁高の4割以下とする。	二階の立ちを軒桁高の4割5分程度とする。	
材料	石、木、土、弁柄等の伝統的材料を用いる。	石、木、土、弁柄等の伝統的材料を用いる。	石、木、土、弁柄等の伝統的材料を用いる。	
色彩	木部は弁柄塗り荍の油ふき、ないしこれに類する仕上げの色彩とする。 その他の部位は材料の自然色とする。	木部は弁柄塗り荍の油ふき、ないしこれに類する仕上げの色彩とする。 その他の部位は材料の自然色とする。	壁の仕上げは白漆喰あるいは鼠漆喰の上塗り仕上げとする。 その他の部位は材料の自然色とする。	

別表4 伝統的建造物以外の建造物の **外観修景の基準**

標準修景様式

一之町通、二之町通、越中街道及び各横丁に面する敷地における新築または改築時の建造物の外観修景は、原則として下記の基準に従って実施する。

建築物	種別	I種町家主屋様式	II種町家主屋様式	土蔵様式	
	形態	位置	正面道路に接し、正面壁面を側溝より1メートル程度の位置とする。	正面道路に接し、正面壁面を側溝より1メートル程度の位置とする。	敷地前面あるいは敷地最奥に位置する。
		構造	木造平屋ないし中二階建、切妻造、平入りとする。	木造二階建、切妻造、平入りとする。	土蔵造、平屋ないし二階建てとする。
		規模	敷地間口いっぱいに建物間口をとる。	敷地間口いっぱいに建物間口をとる。	—
		屋根	軒高は道路面からおおむね4.5メートル程度とする。 勾配は10分の3以内とする。 鉄板葺きで、軒先につとめて板どめを設ける。 軒裏は垂木を見せる。 軒の出は小庇の出より大きくする。	軒高は道路面からおおむね5.5メートル程度とする。 勾配は10分の3以内とする。 鉄板葺きで、軒先につとめて板どめを設ける。 軒裏は垂木を見せる。 軒の出は小庇の出より大きくする。	鉄板葺きまたは瓦葺きとする。 鉄板葺きの場合、勾配は10分の3以内とする。 瓦葺きの場合、勾配は10分の4～4.5程度とする。 置屋根形式あるいは軒裏塗籠め形式とする。
		小庇	一、二階境に間口いっぱいの小庇を設ける。 小庇はI種町屋主の伝統形式に準じたものとする。	一、二階境に間口いっぱいの小庇を設ける。 小庇はII種町屋主の伝統形式に準じたものとする。	下屋あるいは庇を設けることがある。
		外壁	一、二階の正面壁面を揃える。 道路に面する正面は真壁の土壁、側面は真壁の土壁ないし下見板張りとする。	一、二階の正面壁面を揃える。 道路に面する正面は真壁の土壁、側面は真壁の土壁ないし下見板張りとする。	漆喰塗大壁とする。 側面は土壁ないし下見板張りとする。
		開口部	一階の道路に面する開口部には、I種町家主屋の伝統形式に準じた格子又は木製建具を設ける。 二階の道路に面する開口部に格子の設置が必要な場合は、I種町家主屋の伝統形式に準じた連子を設ける。	一階の道路に面する開口部には、II種町家主屋の伝統形式に準じた格子又は木製建具を設ける。 二階の道路に面する開口部にガラス戸の設置が必要な場合は、II種町家主屋の伝統形式に準じたガラス戸を設ける。	開口部には、漆喰塗り扉、窓を設ける。
材料	石、木、土、弁柄等の伝統的材料を用いる。	石、木、土、弁柄等の伝統的材料を用いる。	石、木、土、弁柄等の伝統的材料を用いる。		
色彩	木部は弁柄塗り荍の油ふき、ないしこれに類する仕上げの色彩とする。 その他の部位は材料の自然色とする。	木部は弁柄塗り荍の油ふき、ないしこれに類する仕上げの色彩とする。 その他の部位は材料の自然色とする。	壁の仕上げは白漆喰あるいは鼠漆喰の上塗り仕上げとする。 その他の部位は材料の自然色とする。		
工作物	地区に伝統的に継承されてきた材料（木・石等）を使用する。 位置はその場所にふさわしいものとする。 地域の伝統的な技法にのっとり、伝統様式によるものとする。				

別表2 伝統的建造物（工作物）の 修理基準

種別	秋葉社、灯籠、石垣等
修理基準	地区に伝統的に継承されてきた材料（木・石等）を使用する。 所在地の意味を尊重し、位置、方向をむやみに変更しない。 地域の伝統的な技法にのっとり、伝統様式により修理する。

別表3 環境物件の 復旧、修景基準

種別	樹木、庭園、用水溝
復旧・修景基準	地区に伝統的に継承されてきた材料（木・石等）、樹種を使用する。 所在地の意味を尊重し、位置、方向をむやみに変更しない。 地域の伝統的な技法にのっとり、伝統様式により復旧、修景する。

別表5 建築物

保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地
1	主屋	1棟	高山市下二之町3-1
2	主屋	1棟	高山市下二之町3-1
3	土蔵	1棟	高山市下二之町3-3
4	主屋	1棟	高山市下二之町3-5
5	主屋	1棟	高山市下二之町5
6	土蔵	1棟	高山市下二之町3-8
7	土蔵	1棟	高山市下二之町5
8	主屋	1棟	高山市下二之町6
9	主屋	1棟	高山市下二之町6
10	主屋	1棟	高山市下二之町6
11	土蔵	1棟	高山市下二之町6
12	土蔵	1棟	高山市下二之町6
13	土蔵	1棟	高山市下二之町6
14	主屋	1棟	高山市下二之町9-1
15	主屋	1棟	高山市下二之町9-3
16	主屋	1棟	高山市下二之町9-6
17	主屋	1棟	高山市下二之町61
18	主屋	1棟	高山市下二之町61-2
19	土蔵	1棟	高山市下二之町62-1
20	主屋	1棟	高山市下二之町62-2
21	土蔵	1棟	高山市下二之町63-3
22	土蔵	1棟	高山市下二之町63
23	屋台蔵	1棟	高山市下二之町64
24	土蔵	1棟	高山市下二之町65
25	主屋	1棟	高山市下二之町67
26	土蔵	1棟	高山市下二之町67
27	土蔵	1棟	高山市下二之町68
28	主屋	1棟	高山市下二之町69
29	土蔵	1棟	高山市下二之町69
30	主屋	1棟	高山市下二之町70
31	土蔵	1棟	高山市下二之町70
32	土蔵	1棟	高山市下二之町77
33	土蔵	1棟	高山市下二之町125-5
34	主屋	1棟	高山市下二之町10
35	土蔵	1棟	高山市下二之町11
36	主屋	1棟	高山市下二之町14
37	土蔵	1棟	高山市下二之町14
38	土蔵	1棟	高山市下二之町16
39	土蔵	1棟	高山市下二之町18
40	主屋	1棟	高山市下二之町19-3
41	土蔵	1棟	高山市下二之町19
42	屋台蔵	1棟	高山市下二之町19
43	主屋	1棟	高山市下二之町51-5
44	主屋	1棟	高山市下二之町53
45	土蔵	1棟	高山市下二之町53
46	主屋	1棟	高山市下二之町55
47	土蔵	1棟	高山市下二之町55
48	土蔵	1棟	高山市下二之町56

49	土蔵	1棟	高山市下二之町57
50	主屋	1棟	高山市下二之町57-4
51	土蔵	1棟	高山市下三之町108
52	土蔵	1棟	高山市下三之町109
53	土蔵	1棟	高山市下三之町114-3
54	土蔵	1棟	高山市下三之町123
55	主屋	1棟	高山市下二之町21
56	主屋	1棟	高山市下二之町21-1
57	土蔵	1棟	高山市下二之町26-2
58	土蔵	1棟	高山市下二之町27
59	主屋	1棟	高山市下二之町27
60	主屋	1棟	高山市下二之町28-1
61	主屋	1棟	高山市下二之町28-1
62	土蔵	1棟	高山市下二之町28-1
63	主屋	1棟	高山市下二之町30
64	主屋	1棟	高山市下二之町33
65	土蔵	1棟	高山市下二之町36-1
66	土蔵(レンガ蔵)	1棟	高山市下二之町41
67	土蔵	1棟	高山市下二之町42
68	土蔵	1棟	高山市下二之町42
69	主屋	1棟	高山市下二之町48
70	土蔵	1棟	高山市下二之町48
71	主屋	1棟	高山市下二之町48-2
72	土蔵	1棟	高山市下三之町100-1
73	土蔵	1棟	高山市下三之町100-8
74	主屋	1棟	高山市下三之町58
75	主屋	1棟	高山市下三之町59
76	屋台蔵	1棟	高山市下一之町47
77	主屋	1棟	高山市大新町1丁目70
78	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目70
79	主屋	1棟	高山市大新町1丁目70
80	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目71-2
81	主屋	1棟	高山市大新町1丁目58-2
82	主屋	1棟	高山市大新町1丁目58-3
83	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目76
84	主屋	1棟	高山市大新町1丁目80
85	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目80
86	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目82
87	主屋	1棟	高山市大新町1丁目85
88	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目85
89	主屋	1棟	高山市大新町1丁目90-1
90	主屋	1棟	高山市大新町1丁目91
91	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目91
92	主屋	1棟	高山市大新町1丁目92
93	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目92
94	主屋	1棟	高山市大新町1丁目93
95	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目93
96	主屋	1棟	高山市大新町1丁目93
97	主屋	1棟	高山市大新町1丁目93
98	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目2-1
99	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目2-1

100	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目4
101	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目11
102	主屋	1棟	高山市大新町1丁目16
103	主屋	1棟	高山市大新町1丁目16-1
104	屋台蔵	1棟	高山市大新町1丁目17-2
105	主屋	1棟	高山市大新町1丁目47
106	主屋	1棟	高山市大新町1丁目47-2
107	主屋	1棟	高山市大新町1丁目47-3
108	主屋	1棟	高山市大新町1丁目50-1
109	主屋	1棟	高山市大新町1丁目51-1
110	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目51-1
111	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目51-1
112	主屋	1棟	高山市大新町1丁目52
113	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目52
114	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目52
115	主屋	1棟	高山市大新町1丁目55
116	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目56
117	主屋	1棟	高山市大新町1丁目58-1
118	主屋	1棟	高山市大新町1丁目58-1
119	主屋	1棟	高山市大新町1丁目58-1
120	主屋	1棟	高山市大新町1丁目58-1
121	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目58-1
122	主屋	1棟	高山市大新町1丁目60
123	主屋	1棟	高山市大新町1丁目64
124	主屋	1棟	高山市大新町1丁目65
125	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目19
126	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目19
127	主屋	1棟	高山市大新町1丁目35-2
128	主屋	1棟	高山市大新町1丁目38
129	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目38
130	主屋	1棟	高山市大新町1丁目39-2
131	主屋	1棟	高山市大新町1丁目44-1
132	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目44-1
133	主屋	1棟	高山市大新町1丁目44-2
134	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目98
135	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目98
136	主屋	1棟	高山市大新町1丁目99
137	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目99
138	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目99
139	土蔵	1棟	高山市大新町1丁目99
141	主屋	1棟	高山市大新町1丁目103
142	主屋	1棟	高山市大新町1丁目104
143	主屋	1棟	高山市大新町1丁目105
144	主屋	1棟	高山市大新町1丁目112
145	土蔵	1棟	高山市八幡町31
146	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目3
147	主屋	1棟	高山市大新町2丁目41
148	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目41
149	主屋	1棟	高山市大新町2丁目43-1
150	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目43-2
151	主屋	1棟	高山市大新町2丁目44
152	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目44

153	主屋	1棟	高山市大新町2丁目46
154	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目46
155	主屋	1棟	高山市大新町2丁目53
156	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目57
157	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目58
158	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目59
159	屋台蔵	1棟	高山市大新町2丁目61
160	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目62-2
161	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目67-2
162	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目68
163	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目69
164	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目69
165	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目70
166	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目73
167	主屋	1棟	高山市大新町2丁目75
168	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目75
169	主屋	1棟	高山市大新町2丁目81
170	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目81
171	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目82
172	土蔵	1棟	高山市大新町2丁目82
173	主屋	1棟	高山市大新町2丁目87
174	主屋	1棟	高山市大新町2丁目147
175	主屋	1棟	高山市大新町2丁目148
176	土蔵	1棟	高山市大新町3丁目17
177	土蔵	1棟	高山市大新町3丁目52
178	土蔵	1棟	高山市大新町3丁目57-2
179	主屋	1棟	高山市大新町3丁目78
180	土蔵	1棟	高山市大新町3丁目78
181	主屋	1棟	高山市大新町3丁目78-2
182	主屋	1棟	高山市大新町3丁目80
183	土蔵	1棟	高山市大新町3丁目80
184	主屋	1棟	高山市大新町3丁目87
185	土蔵	1棟	高山市大新町3丁目90
186	土蔵	1棟	高山市大新町3丁目97
187	主屋	1棟	高山市大新町3丁目97
188	主屋	1棟	高山市大新町3丁目99
189	主屋	1棟	高山市大新町3丁目103
190	土蔵	1棟	高山市大新町3丁目103
191	主屋	1棟	高山市大新町3丁目108
192	土蔵	1棟	高山市大新町3丁目108
193	土蔵	1棟	高山市大新町3丁目110
194	主屋	1棟	高山市大新町3丁目110
195	土蔵	1棟	高山市大新町3丁目112
196	土蔵	1棟	高山市大新町3丁目119
197	土蔵	1棟	高山市大新町3丁目120
198	主屋	1棟	高山市大新町3丁目124-7
199	主屋	1棟	高山市大新町3丁目124-9
200	主屋	1棟	高山市大新町3丁目126

※欠番 : 140

別表6 工作物

保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地
1	秋葉社	1棟	高山市下二之町19

2	秋葉社	1棟	高山市下二之町
3	灯籠	1基	高山市下一之町
4	秋葉社	1基	高山市八幡町138
5	灯籠	1基	高山市八幡町138
6	秋葉社	1基	高山市大新町1丁目79
7	灯籠	2基	高山市大新町1丁目79
8	秋葉社	1基	高山市大新町1丁目17-2
9	石垣	1溝	高山市大新町1丁目52,53,54,55
10	秋葉社	1基	高山市大新町1丁目101
11	灯籠	1基	高山市大新町1丁目101
12	地藏堂	1基	高山市大新町4丁目1

別表7 環境物件

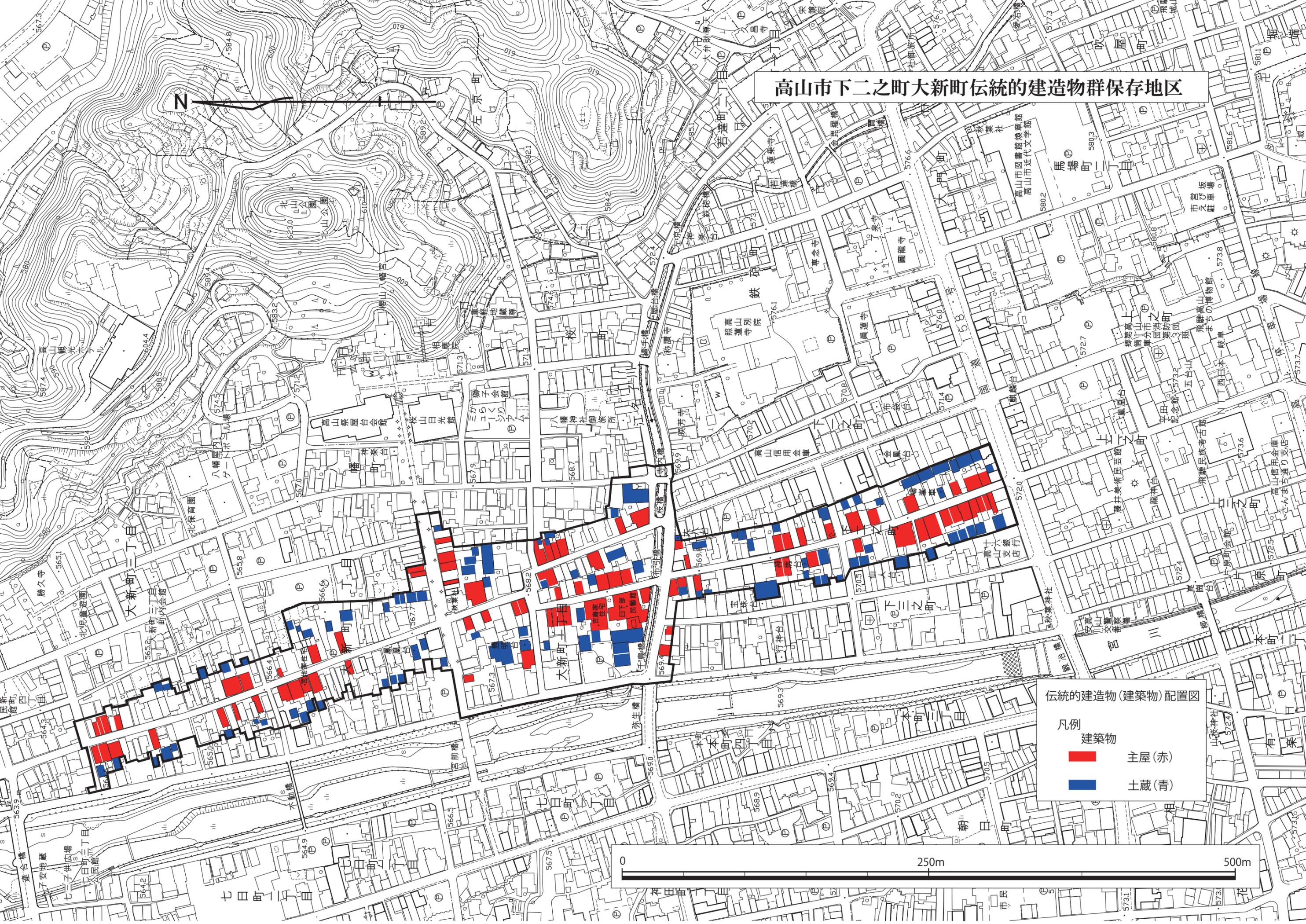
保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地
1	樹木 (松)	2本	高山市八幡町138
2	樹木 (松)	2本	高山市大新町1丁目79
3	樹木 (松)	1本	高山市大新町1丁目55
4	庭園	1ヶ所	高山市大新町1丁目52
5	庭園	1ヶ所	高山市大新町1丁目51-1
6	樹木 (松)	1本	高山市大新町1丁目101
7	用水溝	1ヶ所	下二之町
8	用水溝	1ヶ所	大新町1～3丁目

別表 8 補助率及び補助限度額

項 目	補助率	補助限度額
ア 伝統的建造物（①建造物、②工作物）の修理	80%	900万円
イ 伝統的建造物と一体をなして価値を形成している環境の整備 （①環境物件、②伝統的建造物以外の建造物）	80%	500万円
ウ 自動火災警報装置	90%	200万円
エ 防災対策事業	80%	900万円
オ 保存管理経費	経費の一部	—

なお、1件の経費が6万円未満のものには補助しない。

高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区



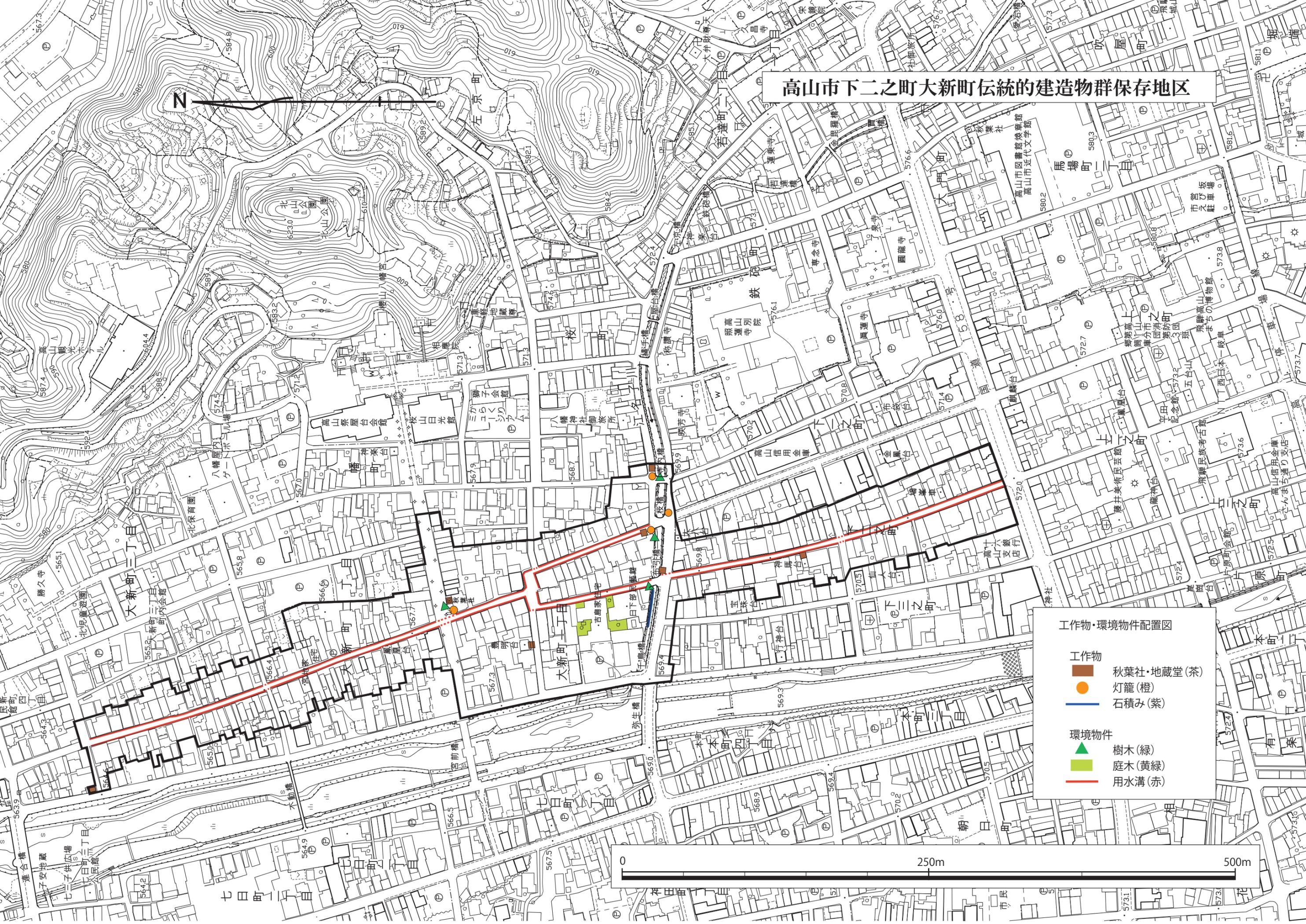
伝統的建造物(建築物)配置図

凡例

- 建築物
- 主屋(赤)
- 土蔵(青)



高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区



工作物・環境物件配置図

- | | |
|--|------------|
| 工作物 | |
| | 秋葉社・地藏堂(茶) |
| | 灯籠(橙) |
| | 石積み(紫) |
| 環境物件 | |
| | 樹木(緑) |
| | 庭木(黄緑) |
| | 用水溝(赤) |

